

この規則は、一般社団法人 岡山地協（以下「本法人」という）の定款に基づき、会員に関する事項を定めたものです

（会員）

第1条 本法人の趣旨に賛同し、入会した者を会員とする。

（会員の構成）

第2条 本法人は個人会員と法人会員で構成する。

2 個人会員は、特別会員、一般A会員、一般B会員の3種とする。

（入会条件）

第3条 入会には、原則として次の各号の条件を満たさなければならない

- (1) 電子メールの送受信が可能であること
- (2) オンラインでの入会申込手続きが可能なこと
- (3) 会員規則に同意すること

（会員の義務）

第4条 会員はその種類に応じ、下記年会費を各事業年度開始後、速やかに支払う。

2 年度の中途での入会の際は、入会后、速やかに支払う。

記

特別会員	1万円
一般A会員	3000円
一般B会員	5000円
法人会員	1口につき1万円

（会員の権利）

第5条 個人会員は、会員種別に応じた会員特典を受ける権利を有する。

2 法人会員は、1口につき3名まで、会員特典を受ける権利を有する者を登録する。

（会員特典）

第6条 すべての会員は、本法人が開催する各種イベントに会員価格で参加することができる。

2 すべての会員は、一般B会員の店舗において、一本に限りワインを手数料1,500円で持ち込みをすることができる。但し同店舗において、より持ち込みの要件が軽減されている場合は、

この限りではない。

3 特別会員，一般 B 会員，法人会員は，本法人の会員であることを，店舗および事務所内，WEB サイト，その他会員自身が作成する印刷物等の広告媒体に表示することができる。また本法人が開催する各種イベントに，優先的に業者として参加することができる。

4 特別会員、法人会員は本法人が開催するイベントについて、協賛者として WEB サイト等で名前を表示することができる。

(退会)

第 7 条 会員は，いつでも本法人を退会できる。但し，退会の際には，既に支払い済みの年会費の返還は行わない。

(資格喪失)

第 8 条 会員が次の各号の一に該当する場合には，その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

(4) 2 年分以上会費を滞納したとき。

(5) 公序良俗違反行為，本法人の名誉・信用毀損行為等を行い，理事会で退会決議がなされたとき。

(連絡方法)

第 9 条 本法人と会員間の連絡は，特段の事情のないかぎり，電子メールまたは WEB サイト上のお問い合わせフォームで行う